

八幡平市監査委員告示第5号

令和元年7月4日付け八監査第070401号の定期監査（令和元年5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年6月25日

八幡平市監査委員 村山 巧  
八幡平市監査委員 井上 辰男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

田山診療所

令和元年5月21日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>不適切な医療用器具の便宜的販売について 【指摘事項】</p> <p>平成30年度の「国民健康保険特別会計(診療施設勘定)」に係る雑入の内容について確認したところ、担当者から、「田山地区には薬局等がないため、血压計を購入したくても手に入れることができない住民に対して、当診療所に入入りしている業者から一個当たり6,480円で購入し、それを5人の購入希望者に対して、単純に十円単位を切り上げ、6,500円で販売した。販売した金額は全額、特別会計の「雑入」に入れて処理をしている。」との説明があった。</p> <p>しかしながら、八幡平市立の診療所において、これらの医療用器具等の販売を可とし、これを認めている市の規則等は存在しないことから、当診療所の独自の判断による便宜的販売と思慮される。これは明らかに不適切である。</p> <p>従って、基づく例規等が無い中での事務処理はできず、販売対象物件である血压計の単価設定はもとより、購入手続きや斡旋販売に関する起案処理など、然るべき公的な事務処理は行われていない。</p> <p>当診療所は、地域における唯一の公的医療機関であり、地域住民に対する医療的支援と住民の健康増進に寄与する思いの下に、このような斡旋販売を行ったものと思慮されるが、いずれにしても、なぜ、「市としてのきまりごと」を整備しないままに、このような販売に至ったのか、十分に検証したうえで、今後の対応を含めて、本庁関係課とも相談の</p>	<p>医療用器具（血压計）の販売は、中止した。</p> <p>傷の処置などの医療材料などについては、診療所の付随業務として、雑入の販売単価を決定し、市長決裁後に、診療所受付窓口に表示し、医療材料を販売している。</p>	<p>販売する医療用消耗品については、決裁を受けて販売することを職員で確認した。</p>	<p>令和元年 8月1日</p>

<p>うえ、然るべき措置を適切に講じること。</p> <p>また、保険適用外となっている包帯やテープ等の医療用消耗品についても、在庫管理を適切に行い、物品払出簿により入数や払出数及び購入金額等の確認ができるよう、常日頃の整理を適切に行うこと。</p>			
---	--	--	--